



# あたごふれあい人権文化センターだより

## 2025年9月1日発行

発行：あたごふれあい人権文化センター  
住所：〒682-0846  
鳥取県倉吉市鴨河内 1818-2  
電話：0858-28-5440 (FAX 兼)  
E-Mail：atago@ncn-k.net

あたごふれあい人権文化センターだより「心ゆたかに」  
に関するご意見・ご要望をお寄せください。

### 第4回倉吉市人権のために学ぶ同和教育講座

## 親の介護、オンナがするの？ オトコがするの？

～誰もが介護と仕事・家庭・育児を両立できるよう、今から考える～

仕事と介護を両立する人（ワーキングケアラー）が年々増える一方、介護のために離職する人も増え続けており、離職者の約80%は女性であることも明らかになっています。

だれにとっても無関係ではられない「介護」について、女性と男性が互いの強みを活かして協働し、仕事、介護、そして人生もよりよいものにしていく方法を、一緒に考えてみませんか？

日時：9月23日（火・祝）午後1時30分から3時30分まで

講師：飯田 <sup>いいだ</sup> 雄介 <sup>ゆうすけ</sup>さん（合同会社あいいろデイサービスはるかぜ管理者）

場所：倉吉交流プラザ 視聴覚ホール

○入場無料

○事前申込可（市役所または各人権文化センターにあるチラシをご利用ください。）

○託児を希望される方は、9月8日（月）まで下記にご相談ください。

○災害等で講演会を中止する場合は、人権政策課webサイト等でお知らせします。

○場内誘導、座席の確保等、特別な配慮をご希望の方は、下記にご相談ください。

〔問い合わせ先〕 倉吉市人権政策課 倉吉市堺町2丁目253番地1

TEL 0858-22-8130 Fax 0858-22-8230



## 9月のあたごふれあいサロン

いつまでも「いきいき」と暮らしていくためには、心身のおとろえを予防することが大切です。一生楽しく、安全な食生活を送るために口腔ケアについてお話を聞いてみませんか？

日時：9月26日（金）13:30～

内容：「介護予防教室」 口の健康について

講師：岡 いずみさん（歯科衛生士）

※サロン終了後に、ティータイムを予定しています。（お茶代100円）

※参加申し込みされる方は、9月19日（金）までに、

あたごふれあい人権文化センター（28-5440）までお電話ください。



差別落書きは重大な人権侵害です！

※差別発言に遭遇した場合や差別落書きを発見した場合、また悩みごと、生活に困っていることなど、人権政策課または最寄りの人権文化センターへご相談ください。

人権政策課

TEL 0858-22-8130

あたごふれあい人権文化センター

TEL 0858-28-5440



## 毎年9月は「身元調査お断り運動推進強調月間」

### 身元調査をしない させない 許さない！

鳥取県では、平成8年に鳥取県人権尊重の社会づくり条例を制定し、その取組の一つとして、偏見に基づく身元調査をなくすため、「身元調査お断り運動」を県民運動として推進し、毎年9月を「身元調査お断り運動推進強調月間」としています。

差別意識や偏見に基づき、結婚や就職に際し、本人の知らないところで、その人の出生や経歴などを調べる身元調査は、重大な人権侵害です。差別のない人権が尊重される社会を目指して、私たち一人ひとりが、改めて人権意識を高めていく必要があります。

#### 身元調査とは

結婚や就職の際に行う調査、商行為上における契約の相手方の信用調査、あるいは消費貸借における借主の資力調査など、さまざまな方法があります。

①興信所等の民間調査機関によって行われる身元調査

②聞き合わせ

（結婚に際し両親や親戚等によって、主に相手の実家近辺で、家庭環境や人物についての評判を聞いて回ること。）

\*多くの場合、重大な人権侵害であり、差別行為になります。

特に注意しなければならないのは、差別意識や偏見がなくても、調査する側の巧みな言葉によって第三者のことを話すことで、結果として身元調査に協力してしまう場合です。

調査の目的等をよく把握し、差別行為につながる調査には協力しないようにすることが大切です。

身元調査の多くは、同和地区出身者や在日外国人などが不当に受ける差別的な扱いにつながるものです。

本人の性格や能力とは関係なく、本人にはどうすることもできないことで差別をするのは許されません。

#### 令和7年3月『人権・同和問題に関する市民意識調査』から

Q. 身元調査についてあなたはごどう思いますか。

「すべきではない」 44.3%

「どちらかといえばすべきでない」 31.6%

「どちらかといえば必要だ」 8.2% 「当然必要だ」 1.6%

「わからない」 11.5% 無回答 2.9%

\*身元調査に肯定的な市民は 9.8%であり、その行為が人権侵害になるということの認識が欠けていることが伺えます。このようなことから「正しく学ぶ必要がある」と言えるのではないのでしょうか。



**\*身元調査を依頼したり、引き受けることは、人間の尊厳を無視した差別意識や偏見に基づく行為であり、決して許されるものではありません。**（鳥取県ホームページ一部参照）

#### あなたの個人情報を守る「本人通知制度」

本人通知制度は、倉吉市に住民登録や本籍がある方が事前に登録しておけば、その方の住民票の写しなどを代理人又は第三者に交付したときに、その事実を登録者本人にお知らせし、不正請求の抑止や不正取得による個人の権利の侵害防止の効果が期待できます。

このたび、窓口に加えインターネットでの登録手続きが可能となりました。詳しくは、倉吉市公式ホームページでご確認ください。

